

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条第2項列記各号以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」を「補助対象経費の3分の2以内とし、1団体につき20万円を限度とする。」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「第2項各号に掲げる区分ごとに」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

団体名

代表者名

電話番号

年度鹿屋市市民活動支援事業補助金交付申請書

年度における鹿屋市市民活動支援事業補助金の交付を受けたいので、
鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて
申請します。

事 業 名	
事 業 費	
補助金交付申請額	
添 付 書 類	(1) 事業計画書（別記第 2 号様式） (2) 事業収支予算書（別記第 3 号様式） (3) 団体に関する調書（別記第 4 号様式） (4) 事業の実施体制に関する調書（別記第 5 号様式） (5) 規約又は会則の写し (6) 市税納税証明書（市税の滞納がないことが分かる もの） (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。